

令和 8 年 1 月 28 日
福岡県南広域水道企業団

福岡県南広域水道企業団の取水制限の強化について 筑後川からの取水制限を 3%から 5%へ強化

昨年 9 月以降の少雨傾向による筑後川水系ダムの貯水率低下に伴い、本日（1 月 28 日）、国等による第 3 次渇水調整が行われました。調整事項に基づき、当企業団では下記の 2 項目について渇水対策を進めていきます。

1 取水制限強化の実施

令和 8 年 1 月 29 日より、筑後川からの取水制限を 3%から 5%へ強化します。取水制限により不足する分は、筑後川水系とは別の予備水源（八女水源地）から補てんするため、ただちに構成団体※への送水に影響を与えることはありません。

また、引き続き上記対応に加え、県南地域特有の海苔生産により水需要が増加する期間においては、 $2,000\text{m}^3/\text{日}$ を予備水源から補填します。

2 啓発活動の強化

国や県などの関係機関及び構成団体と連携した広報活動により、水の利用者に対して、なお一層の節水への協力を呼びかけます。

※ 福岡県南広域水道企業団の構成団体 8 市 3 町 1 企業団（9 市 4 町）

久留米市・大川市・筑後市・柳川市・大牟田市・八女市・朝倉市・みやま市
大木町・広川町・筑前町・三井水道企業団(小郡市・久留米市北野町・大刀洗町)

【問合せ先】
福岡県南広域水道企業団
企画財政課
久留米市荒木町白口 55 番地
(TEL) 0942-27-1561